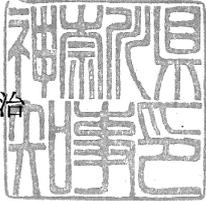


水 第 3 1 4 3 号
令 和 7 年 2 月 2 1 日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



くろまぐろに関する令和7管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量
について (諮問)

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたい
ので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

47.7 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 4.8 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	6.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	4.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	6.8 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	13.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	5.3 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

28.6 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.0 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	19.5 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.1 トン

6 水管 2941 号
令和 7 年 1 月 9 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)
くろまぐろ（小型魚）	47.7 トン
くろまぐろ（大型魚）	28.6 トン

令和 7 管理年度における漁獲枠配分案【小型魚】

- 漁船漁業（定置漁業以外）／ 定置漁業 ／ 留保枠 の3つに分配
 - 1割を留保枠とし、残り9割を過去実績に基づき各漁業種類に配分
 - 過去実績は直近10年間のものを採用
（ただし、H29年、H30年については採り控えを行ったため除く）
 - さらに、各漁業種類に配分した漁獲枠は、第1四半期～第4四半期に分けて管理
- ※神奈川県資源管理方針の規定による

【配分案】

- 配分量：47.7トン うち留保4.8トン（10%）
- のこり42.9トンを次のように配分する

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期（4～6月）	1.0トン（+0.3）	4.2トン（+1.8）
第2四半期（7～9月）	1.0トン（-0.7）	6.8トン（-3.8）
第3四半期（10～12月）	6.3トン（-0.1）	13.6トン（+0.6）
第4四半期（1～3月）	4.7トン（+3.7）	5.3トン（+4.6）
合計	13.0トン（+3.2）	29.9トン（+4.2）

（ ）内の数値は令和6管理年度当初配分からの変動量

令和 7 管理年度における漁獲枠配分案【小型魚】

【配分の考え方】

- 従来、四半期ごとの漁獲枠の割り振りは、漁協へのアンケート結果による割合の配分に基づいて算定
- しかし、近年ではくろまぐろの来遊状況が変化してきており、従来の配分では現状に合わなくなっている。
（第1四半期の漁獲増、第2四半期の漁獲減）
- こうした実情もあり、配分の見直しを検討すべきとの意見も
- そこで、
令和7管理年度では**四半期ごとの漁獲枠も直近10年間実績を元とした配分を基礎とし、これに必要に応じて適宜修正をして算定**

令和7管理年度における漁獲枠配分案【小型魚】

①直近10年間（H29年、H30年実績を除く）の漁獲実績を基準に按分

表1 直近10年間実績値（トン）と割合

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	2.52 (1.2%)	7.76 (3.7%)
第2四半期	4.16 (2.0%)	46.28 (21.9%)
第3四半期	33.07 (15.7%)	66.84 (31.7%)
第4四半期	24.11 (11.4%)	26.17 (12.4%)
合計	63.86 (30.3%)	147.05 (69.7%)

表2 実績値に基づく按分（トン）

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	0.5	1.6
第2四半期	0.9	9.4
第3四半期	6.7	13.6
第4四半期	4.9	5.3
合計	13.0	29.9

② 漁獲や管理の実態を考慮し、一部修正

表3 実績値に基づく按分からの修正
()内数値は表2からの増減量

漁期	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	1.0 (+0.5)	4.2 (+2.6)
第2四半期	1.0 (+0.1)	6.8 (-2.6)
第3四半期	6.3 (-0.4)	13.6 (±0)
第4四半期	4.7 (-0.2)	5.3 (±0)
合計	13.0	29.9

漁船漁業

- 管理の都合上、各四半期に1トン以上を配分するようにする。そのために、第3四半期から0.4トン、第4四半期から0.2トン供出する。

定置漁業

- 直近数年の第1四半期では4月中に漁獲枠を消化し切ることから、令和6管理年度の当該漁期の当初配分（1.4トン）の3倍になるまで配分し、不足分は第2四半期から供出する。

その他（漁船漁業、定置漁業共通）

- 第2四半期以降の不足分は、追加配分と未消化分の繰越で対応
- 第4四半期でなお不足する場合は、留保枠で対応

3

令和7管理年度における漁獲枠配分案【大型魚】

- これまでの漁業者の皆様からの御意見から、令和7管理年度から、小型魚と同様に漁船漁業（定置漁業以外）／ 定置漁業 ／ 留保枠 の3つに配分
- おおむね1割（3トン）を留保枠とし、残りを直近5年間の最大実績値を基準として各漁業種類に配分

【配分案】

- 配分量：28.6トン うち留保3.0トン
- のこり25.6トンを次のように配分する

区分	漁獲枠	全体に占める割合
漁船漁業（定置以外）	19.5トン	68.2%
定置漁業	6.1トン	21.3%
留保	3.0トン	10.5%
合計	28.6トン	100%

4

令和7管理年度における漁獲枠配分案【大型魚】

【配分の考え方】

① 留保枠の設定

- 留保枠は、複数漁業者による同時多発的な漁獲や、定置網における突発的な大量入網による急激な漁獲枠の消化への対応を想定して設定
- 定置網では、直近5年間における1か月間での大型魚の水揚げは3トン未満であることから、3トンを留保で対応可能と想定。

28.6トン - 留保3.0トン ⇒ 25.6トンを各漁業種類へ

② 各漁業種類への当初配分

1. これまでの大型魚の漁獲実績は、漁船漁業、定置漁業ともに漁獲抑制がかかった上での実績であることを考慮して直近3年間の最大実績を基準に配分数量を算定。
2. 漁船漁業、定置漁業ともに、令和3年度～令和5年度における最大実績値を配分
3. 残った分(2.2トン)は、直近5年間の最大実績値の比率で按分

漁船漁業: $17.9 + 2.2 \times 17.9 / (17.9 + 5.5) = 19.5$ トン

定置漁業: $5.5 + 2.2 \times 5.5 / (17.9 + 5.5) = 6.1$ トン

表4 直近5年間の漁獲実績

管理年度	漁船	定置
R1	0.6	0.1
R2	5.5	0.4
R3	17.9	0.6
R4	6.6	1.1
R5	9.6	5.5

神奈川県資源管理方針（抜粋）

（別紙 1 - 1）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近10年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りの1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

（別紙 1 - 2）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を、令和3年度から令和5年度を基本として直近5年間の漁獲実績を勘案して配分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。